

-厚生労働省-

国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

指摘の背景となったヘルスサポート事業とその他の業務とを兼務していた保健師に係る

人件費全額に基づき対象経費の実支出額を算定していた

13国保連合会に対する国庫補助金相当額(1)(支出) 1億7595万円

指摘の背景となった小規模保険者支援事業とその他の業務とを兼務していた専門員に係る

人件費全額に基づき対象経費の実支出額を算定していた

8国保連合会に対する国庫補助金相当額(2)(支出) 3209万円

(1)及び(2)の純計(支出) 2億0804万円

1 国民健康保険団体連合会等補助金等の概要

厚生労働省は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」)等に対して、国民健康保険団体連合会等補助金を交付しており、補助金の交付の対象となる事業は、保健事業、保険者共同事業等となっている。

保健事業のうちの国保・後期高齢者ヘルスサポート事業(以下「ヘルスサポート事業」)は、保険者が行う保健事業の支援等を行う事業であり、補助の対象には、ヘルスサポート事業を担当する保健師(以下「保健師(サポート)」)の設置が含まれる。そして、保健師(サポート)の設置に係る対象経費の実支出額は、保健師(サポート)2名分(平成29年度は1名分)の人件費に10/10を乗じて算定した額となっている。また、保険者共同事業のうちの小規模保険者支援事業は、レセプト点検専門員(以下「専門員」)を設置して、被保険者数が3,000人未満の小規模保険者の支援を行う事業である。そして、小規模保険者支援事業における専門員の設置に係る対象経費の実支出額は、当該国保連合会が所在する都道府県内の中規模保険者の数に応じて定められた人数分(1名から4名まで)の専門員に係る人件費の合計額に1/2を乗じて算定した額となっている。

2 検査の結果

(注1) 16国保連合会に交付された補助金29年度8億5407万円、30年度3億7365万円、計12億2772万円を対象に検査した。

(注1) 16国保連合会 青森県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

(1) ヘルスサポート事業における対象経費の実支出額の算定状況等

(注2) 13国保連合会の保健師(サポート)延べ36名については、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを兼務しており(ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを兼務している保健師(サポート)を「兼務する保健師」)、13国保連合会は、兼務する保健師延べ36名に係る年間の人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、保健師(サポート)の設置に係る補助金相当額を計1億7595万円としていた。

同省は、兼務する保健師について、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務としていれば、兼務する保健師の人件費からその他の業務に従事した人件費相当額を控除して申請する必要はないとしており、このような取扱いとした理由について、兼務する保健師に係る人件費については、明確な線引きが難しく、業務割合による人件費の案分等になじまないため、兼務する保健師に係る人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定することを認めたとしている。

しかし、前記の兼務する保健師延べ36名について、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務としているかについて確認したところ、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに従事し

た実績等が整理され、保管されておらず、根拠は確認できない状況となっていた。そこで、上記の兼務する保健師が担当している業務について、どのように区分することが可能であるかを確認したところ、各国保連合会の事務分掌表において、それぞれ担当している業務の内容等が細分化して定められており、兼務する保健師が担当している業務をヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに明確に区分することが可能となっていた。そして、ヘルスサポート事業に係る業務に従事した実績と、その他の業務に従事した実績とを区分できるように記録しておく体制を整備すれば、人件費をヘルスサポート事業に係る分とその他の業務に係る分とに案分し、ヘルスサポート事業に係る対象経費の実支出額を算定することは可能であると認められた。

(注2) 13国保連合会 青森県、山形県、神奈川県、新潟県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

(2) 小規模保険者支援事業における対象経費の実支出額の算定状況等

^(注3) 8国保連合会の専門員延べ22名について、事務分掌表により業務の内容を確認するなどしたところ、全ての専門員が小規模保険者支援事業に係る業務と小規模保険者以外の保険者の支援のためのレセプト点検に係る業務(以下「その他支援業務」)とを兼務しており(小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務を兼務する専門員を「兼務する専門員」)、8国保連合会は、兼務する専門員延べ22名に係る年間の人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、小規模保険者支援事業に係る補助金相当額を計3209万円としていた。

前記のとおり、小規模保険者支援事業は、小規模保険者の支援を行う事業であり、兼務する専門員が行っていた業務のうち、その他支援業務は補助の対象にはならない。

しかし、前記の8国保連合会は、人件費を小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務に従事した実績とに応じて案分することなく対象経費の実支出額を算定していた。また、兼務する専門員延べ22名の補助対象事業に従事した実績等が残されておらず、兼務の割合は確認できない状況となっていた。

(注3) 8国保連合会 青森県、山形県、神奈川県、三重県、島根県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

このように、補助金の交付額の算定に当たり、ヘルスサポート事業について、業務に従事した実績を記録しておく体制を整備すれば、兼務する保健師に係る人件費を兼務の割合に応じて案分し、これに基づくなどして対象経費の実支出額を算定することが可能であるのに、兼務する保健師に係る人件費全額に基づくなどして対象経費の実支出額を算定することを認めていた事態、小規模保険者支援事業について、兼務する専門員に係る人件費を小規模保険者支援事業に従事した実績に応じて案分することなく対象経費の実支出額を算定していた事態、ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業について、補助対象事業に従事した実績等が残されていなかった事態は、いずれも適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、令和2年6月に、都道府県に対して事務連絡を発して、2年度の補助金の交付額の算定から適用することとするよう、次のとおり処置を講じた。

ア ヘルスサポート事業について、兼務する保健師に係る人件費について、保健師の業務状況を踏まえ、その他の業務に従事した人件費相当額を対象経費の実支出額から控除して、適切に交付額の算定が行われるよう取扱いを変更し、これを都道府県を通じて国保連合会に周知した。

イ 小規模保険者支援事業について、兼務する専門員に係る人件費について、その他支援業務に従事した人件費相当額を対象経費の実支出額から控除して、適切に交付額の算定を行うよう、これを都道府県を通じて国保連合会に周知徹底した。

ウ ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業について、ア及びイの算定が適切に行われるよう、国保連合会において、補助の対象となる業務に従事した実績を把握するための記録等を証拠書類として整理し、保管するよう都道府県を通じて国保連合会に周知徹底した。